



寄稿36 ファイナンスド・エミッションとは？ ～事業会社が知っておくべき基礎知識～

一般社団法人サステナビリティマネジメント&アシュアランス機構（i-SMA）理事/
CSRデザイン環境投資顧問株式会社（PCAF Japan coalition事務局）取締役
鶴野 智子

1. はじめに

気候変動に対する金融機関の役割が注目される中、「ファイナンスド・エミッション（financed emissions）」という言葉を目にする機会が増えてきた。ファイナンスド・エミッションとは、直訳すれば「ファイナンスされた排出量」であり、金融機関が投融資する企業やプロジェクトの温室効果ガス（GHG）排出量のうち、当該金融機関に帰属する部分を指す。

今後、このファイナンスド・エミッションの開示が義務化される見通しということもあり、金融業界では注目を浴びている。しかしながら、これは金融機関のみが対応すべき事項ではなく、むしろ投融資を受ける立場にある事業会社にとっても深く関係する重要なテーマである。本稿では、ファイナンスド・エミッションの基本的な内容を整理したうえで、事業会社にとっての関わりや対応の方向性について概観する。

2. ファイナンスド・エミッションとは

ファイナンスド・エミッションは、GHGプロトコルにおけるスコープ3カテゴリ15「投資」に該当し、金融機関の排出量の大部分を占める。CDPの報告によれば、金融機関のスコープ1及びスコープ2の排出量に比べて、ファイナンスド・エミッションは700倍以上に達するとも言われている。

もし、ファイナンスド・エミッションを今後削減せずに高水準で維持した場合、金融機関は様々なリスクにさらされる可能性がある。例えば、

カーボンプライシングの導入により、排出量に応じたコストを負担するようになれば、投融資先企業の収益性が損なわれ、信用リスクが顕在化する可能性がある。また、化石燃料などの多排出なプロジェクトに融資し続けることは、レピュテーションリスクを高める要因にもなりうる。

3. ファイナンスド・エミッションに関する開示要請

このようにファイナンスド・エミッションは、金融機関にとって気候変動に伴うリスク評価の中核を成す項目であることから、情報開示要請も高まっている。

2025年3月、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」を公表し（※1）、ファイナンスド・エミッションの開示を要求している。同基準では、マテリアリティの考慮を前提としたうえで、スコープ1・2・3のすべてのGHG排出量の開示を求めるとともに、資産運用業、商業銀行業、保険業を営む企業に対して、ファイナンスド・エミッションに関する情報の開示を要請している。例えば商業銀行の場合、ファイナンスド・エミッションについて、以下のような構成での開示が求められている（図表1参照）。ファイナンスド・エミッションをスコープ1・2・3に分けて開示することを求めている点がポイントとなる。なお、ここでいうファイナンスド・エミッションのスコープ3とは、投融資先企業のスコープ3を意味する。

図表 1：商業銀行に関する活動を行う場合の開示項目
ファイナンスド・エミッションの絶対総量 ・ スコープ 1, 2, 3 に分解 ・ 資産クラス別（融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資、未実行のローン・コミットメント）に分解 ・ 産業別（最新のGICSの6桁の産業レベルのコード）に分解（※）
グロス・エクスポージャー ・ 資産クラス別（融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資、未実行のローン・コミットメント）に分解 ・ 産業別（最新のGICSの6桁の産業レベルのコード）に分解（※）
グロス・エクスポージャーの総額に対する、ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーの割合
ファイナンスド・エミッションを算定するために用いた方法

（※）産業別に分解した情報は、当面の間、開示しないことができる。

4. ファイナンスド・エミッションの算定方法

ファイナンスド・エミッションの算定手法として、PCAF（Partnership for Carbon Accounting Financials）が開発するスタンダードが国際的に広く用いられている。PCAFは、2015年に発足した金融業界主導のイニシアチブであり、現在ではグローバルに展開し、500を超える金融機関が参加している。SSBJにおいては、測定手法としてPCAFのスタンダードを例示しつつ、多様な手法の採用を認めている。ただし、多くの金融機関がPCAFスタンダードに基づいて算定・開示を行っており、事実上のグローバルスタンダードとなりつつあると言っても過言ではない。

PCAFが定めるファイナンスド・エミッションの基本的な計算式は以下のとおりである。

ファイナンスド・エミッション
 = 帰属係数 × 投融資先のGHG排出量

ここで、**投融資先のGHG排出量**は、企業やプロジェクト等から直接入手したデータに基づくか、入手できない場合には業種や売上高などの指標を用いて見積りにより算定する(※2)。**帰属係数**は、当該金融機関の投融資残高が、投融資先企業やプロジェクトの「企業価値（EVIC）または純資産＋負債」に占める割合を意味する(※3)。算定の例としてA銀行のB企業への融資に関するファイナンスド・エミッションの算定方法を以下に示す（例1参照）。

このような算定を、すべての投融資先の企業・プロジェクトに対して行い、それらを合算したものが金融機関のファイナンスド・エミッションとなる(※4)。

例 1：A銀行のB企業に関するファイナンスド・エミッション

【B企業の情報】

GHG排出量

スコープ 1：2,000tCO ₂	企業価値（EVIC）：100億円
スコープ 2：3,000tCO ₂	A銀行からの融資額：10億円
スコープ 3：4,000tCO ₂	

【A銀行のファイナンスド・エミッション】

GHG排出量

スコープ 1：200tCO ₂	(= 10億円/100 億円 × 2,000tCO ₂)
スコープ 2：300tCO ₂	(= 10億円/100 億円 × 3,000tCO ₂)
スコープ 3：300tCO ₂	(= 10億円/100 億円 × 4,000tCO ₂)

5. 事業会社に期待される取り組み

ここまで、ファイナンスド・エミッションの義務化の動向と算定方法について述べてきた。これが事業会社にどのような影響があるかを考えてみたい。

前述の通り、ファイナンスド・エミッションを算定するには、投融資先企業のGHG排出量データが必要となる。もちろん、見積りによる算定も認められており、企業が排出量を金融機関に直接報告することは必須ではない。しかし、見積りは業種別の平均係数などを用いて推計する手法であり、各企業の実態が反映されないという課題がある。例えば、売上高に係数を乗じて排出量を算定する場合、企業が省エネ設備を導入しGHG排出量を削減していたとしても、その効果は見積りには反映されない。以下に示す事例は、こうした実測値と見積り値の違いを具体的に示したものである（例2参照）。

このように、事業会社が実データに基づく排出量を金融機関に提供することで、自社の脱炭素努力をファイナンスド・エミッションの算定に反映させることが可能となる。今後、企業の脱炭素に向けた取り組みを正しく評価するためにも、排出量の自主的な報告を求める金融機関の動きが高まっていくことが予想される。

なお、排出量の算定にあたっては、環境省などが公表している各種ガイドラインのほか、企業向けに提供されている算定支援ツールを活用することで、効率的かつ実務的な対応が可能である。

例2：C企業に関するファイナンスド・エミッション

(前提)

- ・ x1年度とx2年度の売上高はともに100億円で変化なし
- ・ x1年度末に、高効率機械の導入など省エネ投資を実施

ケース1：売上高を利用して見積り計算する場合

	x1年度	x2年度
売上高(a)	100億円	100億円
業種別係数(b)	30t-CO ₂ /億円	30t-CO ₂ /億円
GHG排出量(a×b)	5,000tCO ₂	5,000tCO ₂

⇒省エネ努力をしても排出量に変化なし

ケース2：c企業が電力使用量に基づき算定する場合

	x1年度	x2年度
電力使用量(c)	5,000,000kWh	4,000,000kWh
排出係数(d)	0.0005t-CO ₂ /kWh	0.0005t-CO ₂ /kWh
GHG排出量(c×d)	2,500tCO ₂	2,000tCO ₂

⇒省エネ投資により排出量が500tCO₂減少

6.おわりに

GHG排出量を含むサステナビリティ情報の開示義務化の時期や対象企業については、現在、金融審議会において議論が進められている。本稿執筆時点では、2027年3月期より、プライム市場に上場する企業のうち時価総額の大きい企業から順次義務化が進む見込みである(※5)。スコープ3のように、バリューチェーン全体に関わる情報の開示が求められることを鑑みると、企業は自社の対応スケジュールに加え、取引先企業や金融機関などステークホルダーの動向にも注視する必要がある。

なかでも、ファイナンスド・エミッションは、金融機関にとってリスク管理および情報開示の両面で極めて重要なテーマである。その算定には、投融資先である事業会社の排出量データが不可欠である。事業会社による排出量の適切な算定と情報提供は、金融機関との信頼関係の構築や、資本市場からの評価に直接的な影響を与える要素となるだろう。今後一層重要性を増すサステナビリティ情報開示の潮流を前向きに捉え、企業自らの価値創造と責任ある経営を推進していくことが期待される。

(注釈)

1. サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」とあわせて、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」及びサステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」も同時に公表されている。これらの基準は、2023年に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表したIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」を基礎として策定されたものである。
2. 見積りの方法としては、物理的なデータ（エネルギー使用量や生産量など）や財務的なデータ（売上高や総資産など）に排出係数を乗じて算定する手法がある。
3. こうしたアプローチにより、同一の投融資先に複数の金融機関が関与する場合でも、排出量の二重計上を防ぐことが可能となる。
4. PCAFはデータ品質スコアの開示も推奨している。データ品質スコアは、排出量の信頼性を5段階で評価するもので、第三者認証付きの排出量データはスコア1、推計値やセクター別排出係数に基づく推定はスコア5とされる。
5. SSBJ基準に基づくサステナビリティ開示の要請対象企業については、2027年3月期から時価総額3兆円以上の企業、2028年3月期から同1兆円以上の企業、2029年から同5000億円以上の企業という形で、順次対象範囲を拡大し、最終的に2030年代のいずれかの時点で、プライム市場上場企業全社に要請することが提案されている。

鶴野 智子（つるの・ともこ）

公認会計士

一般社団法人サステナビリティマネジメント&アシュアランス機構(i-SMA) 理事

CSRデザイン環境投資顧問株式会社 取締役

東京大学経済学部卒 英国エセックス大学修士課程(会計学)修了